令和6年度 瑞穂市公民館・体育施設 利用の手引き

1	施設利用にあたって	P1
2	施設予約システムについて	P2
3	利用までの流れ	P3∼7
4	施設の利用上の共通事項	P8~9
5	公民館施設の利用上の注意事項	P9
6	社会体育施設の利用上の注意事項	P9
7	学校開放体育施設の利用上の注意事項	P 10
8	使用料の還付について	P10~11
9	公民館施設一覧	P 12
10	社会体育施設一覧	P 13
11	学校開放体育施設一覧	P14~15
12	公民館・社会体育施設・学校開放体育施設利用時間一覧	P 16
13	施設使用料金一覧	P17∼19
	「諸様式」	
	利用許可申請書	P20~22
	社会教育・体育備品借用申請書	P 23
	施設予約システム利用者登録(変更)申請書	P 24
	利用団体登録申請書	P25~26
	利用取消届出書兼使用料還付申請書	P 27
	口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票	P 28
	委任状	P 29

瑞穂市教育委員会 生涯学習課



瑞穂市マスコットキャラクター **かきりん**

施設利用にあたって 1

(1)対象施設について(P12~15) この手引きの対象施設は、市民センター、巣南公民館、社会体育施設、学校開放 体育施設です。

(2) 利用時間について (P16)

利用は、①早朝 $(6:30\sim8:30)$ 、②午前 $(9:00\sim12:30)$ 、③午後 $(13:00\sim17:00)$ 、 ④夜間(18:00~21:30)の時間帯で、各時間帯とも前半・後半に2分割して利用す ることもできます。

なお、12月29日から翌年1月3日は休館(休場)日となります。

(3) 利用団体の登録申請について

施設の利用は、原則5人以上の団体利用となります(個人利用のできる施設はテ ニスコート・卓球場・弓道場があります)。施設を利用しようとする団体は、生涯 学習課(市民センター・巣南公民館)に利用団体登録申請書を提出してください。 なお、提出時に代表者の身分証明書の提示をお願いします。

登録にあたっては、次の点に注意してください。

① 利用団体は、成人の責任者を有し、次のいずれかとします。

は在学者であるもの

5~9人で構成される団体

… 構成員の3分の2以上が市内在住・在 勤又は在学の成人であるもの

※1家族での登録は、団体ではありません。

② 利用団体は、代表者や構成員など登録内容の変更があった場合、すみやかに届 け出てください。

(4) 利用手続きについて

P3~7「3 利用までの流れ」参照

なお、各種様式は、生涯学習課・市民センター・巣南公民館の窓口にあります(市 のホームページからダウンロードすることもできます)。

(5) 使用料について(P17~19)

利用の許可を受けたかたは、**利用前に市民センター・巣南公民館の窓口にて**使用 料を納付してください。なお、領収書の再発行はできません。

(6) 原状回復について

利用者は、施設の利用後は、利用前の状態(原状回復)にしてください。

2 施設予約システムについて

(1) 施設予約システム

施設予約システムは、施設の利用をより便利にするためのものです。

利用申請を市民センター・巣南公民館の窓口に限定せずに、インターネットからも空き状況の確認や利用申請ができます。パソコンやスマートフォンをお持ちのかたはぜひご活用ください。

施設予約システムを使用しないかたは、従来どおり市民センター・巣南公民館の 窓口で利用の申請ができます。

(2) 対象施設

施設予約システムにて利用申請ができる施設は、市民センター・巣南公民館の窓口で申請できる施設と同様です。

※ただし、個人利用できる施設については、生津スポーツ広場テニスコート・中ふれあい広場テニスコートに限ります。卓球場・弓道場は対象外です。

(3) 利用するには

施設予約システムを利用するには、施設予約システム利用者登録が必要です。 ※個人利用できる施設に限り、個人での利用登録ができます。

【利用者登録の要件】

- ・団体にあっては、成人に達している代表者を有する団体
- ・個人にあっては、15歳以上(中学生は除く)の者

(4) 登録・利用方法

「瑞穂市公共施設予約システム利用者登録(変更)申請書」を市民センター、巣南公民館又は生涯学習課の窓口に提出してください。

後日、申請者宛に、施設予約システムを利用するための「利用者番号」および「(仮) パスワード」を示した「瑞穂市公共施設予約システム利用者登録決定通知書」を郵 送します。なお、郵送まで1週間前後のお時間を頂戴します。

初めて施設予約システムを利用される場合は、最初にパスワード設定を行います。パスワード入力画面で「新しいパスワード」を設定してください。

(必ず新しいパスワードを設定してください。)

以降、「利用者番号」と「新しいパスワード」を使って施設予約システムをご利用 ください。

(5) その他

施設予約システムを利用するための利用者登録は、1-(3) の利用団体の登録申請とは別に必要となります。 **既に利用団体の登録をされているかたでも別 途施設予約システムの利用者登録申請をお願いします。**

※毎月10日はシステムのメンテナンスのため申請入力等はできません。(空き状況の閲覧は可能です。)

3 利用までの流れ

(1) 申請から使用料納付まで

\bigcirc	寸	体登録

施設を利用しようとする団体は、事前に「利用団体登録申請書」を市民センター、または巣南公民館の窓口に提出してください。



1か月分まとめて、次のいずれかの方法で申請してください。

1. 施設予約システムでの申請

・あらかじめ「施設予約システム」に利用者登録することにより、パソコンやスマートフォンから申請することができます。 ・申請は、利用月の前々月の11日から前月の9日の間にインターネットを利用して施設予約システムにより申請してください。 施設予約システムを利用するには、利用者登録が必要です。

② 利用申請方法

2. 窓口での申請

- ・利用希望施設の利用許可申請書に必要事項を記入してください。(1ヶ月分の利用日時が記入できます。)
- ・申請書は、市民センター、巣南公民館の窓口に置いてあります。また、瑞穂市のホームページからダウンロードすることもできます。
- ・申請書は、利用月の前々月の11日から前月の9日の間に市民センター又は巣南公民館の窓口に提出してください。



③ 利用調整

・市民センター、巣南公民館の窓口で受付した申請書および施 設予約システムにて受付した申請は、利用調整を行います。



④ 利用許可

・利用調整後、②1. 施設予約システムで申請された団体には、 団体が指定したメールアドレス宛に、2. 窓口で申請された団 体には郵送で、それぞれ利用決定の通知をさせていただきま す。



⑤ 随時利用申請

・利用月の前月11日以後は、利用予定のない施設について、 先着順で随時申請の受付を行い、即時に許可を行います。



⑥ 使用料の納付

・使用料の納付は、利用前に市民センター、または巣南公民館の窓口にてお支払いください。

【利用申請から許可まで「例 8月に利用する場合」】

期間	6/11~7/9	7/10		7/11~
	施設利用申請受付期間	施設予約シスラ 調整 →利用決定通知		利用のない施設について先着順で受付(随時許可)
施設予約システム	8:30 ~ 23:59	利用決定通知 (メールにて 8:00 配信)	7/10 はメン テナンスのた め利用できま せん	8:30~ 23:59
窓口	8:30 ~ 21:00	利用決定通知 (メールもしぐ郵送)	くは 10 日以降	8:30 ~ 21:00

(2) 利用当日について

①鍵と利用報告書の 受け取り	・利用時間の15分前から受け取ることができます。 穂積地区の施設 → 市民センター窓口 巣南地区の施設 → 巣南公民館窓口 ※使用料が未納の場合は、お支払いの上受け取りください ※個人利用の場合は、必ず登録された本人が受け取りに来てく ださい ※地区については、P12~15の表の一番左の欄を参照して ください。 ※早朝の利用をされるかたは、事前に生涯学習課までご連絡く ださい
-------------------	--



②利用

・開錠して、施設の安全を確認の上ご利用ください



1. 片付け、清掃

- 2. 利用報告書の記入
- 3. 消灯、施錠
- 4. 退出

※全て利用時間内に終わらせてください

※忘れ物のないようにお願いします



④ 鍵の返却・利用報 告書の提出

③利用後

- ・予約終了時間の15分後までに受け取った窓口へ返却(提出)してください
- ・夜間利用のかたは、清掃・施錠等を終えて21:45までに返却することを厳守してください。

(3) 備品の貸出しについて

市民センター、巣南公民館に貸出し用の備品がありますので、各窓口にお尋ねください。なお、持ち出しは市内公共施設敷地内に限ります。

(4) 施設利用の取り消しについて

施設の利用許可を取り消す場合は、利用日前日までに「利用取消届出書兼使用料還付申請書」を市民センター又は巣南公民館の窓口へすみやかに提出してください。(施設予約システムでの取消しは、使用料が未納の場合に限り、利用日の10日前まで可能です。)

ただし、大雨や雪等の天候不順(屋外施設に限る)や施設の故障等による取消しの場合は、利用日当日の21:30までに利用取消届出書兼使用料還付申請書を市民センター(FAX:327-0477)又は巣南公民館(FAX:322-6278)の窓口又はFAXで提出をお願いします(電話での受付は行いません)。

(5) 緊急時等の施設利用の制限について

次の場合は、利用許可後であっても、施設の利用ができなくなりますのであら かじめご了承ください。

- ・地震などによる大規模災害が発生した場合
- ・気象警報が発令され防災対策が必要な場合
- ・利用の安全性が確保できない場合(施設の破損、故障等)
- ・選挙で使用する場合
- ・緊急を要する修理・工事等を実施する場合
- ・その他、教育委員会が必要と認める場合

上記の場合、代表者のかたへ連絡させていただきます。

(6) 大会・イベント等での早期予約について

各施設において、大会・イベント等で利用する場合は、利用予定日の6ヶ月前から早期予約として生涯学習課で利用申請いただけます。その際は、申請書と併せて資料(要項・チラシ等)の提出をお願いします。また、広範囲に周知、ポスター、チラシ等が必要な大会・イベント等および市の補助団体が主催する大会・イベント等については、必要に応じて説明を求めることがあります。詳しくは、生涯学習課にお尋ねください。

なお、早期予約で学校開放体育施設の利用を希望される場合は、事前に利用する学校で利用の許可を得てから申請してください。

また、施設予約システムでの早期予約の利用申請はできません。必ず生涯学習課で申請してください。

(7) 大会・イベント等の予備日について

大会・イベント等を予定通りに実施できた場合には、当日中に予備日の予約を全 て取り消してください。 取り消しをせずに、別の大会を実施したり、活動で利用し たりしないでください。

(8) 家庭の日(第3日曜日)の施設利用の制限について

岐阜県では、明るく豊かな家庭づくりや青少年の健全育成を図ることを目的として、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家族みんなが話し合い、楽しみ合い、協力し合うことのできる環境づくりを図っています。

「心豊かで明るい家庭づくり」の環境整備を推進するため、瑞穂市においては、 中学生以下の子どもが加入する団体等へは次の場合を除き、原則利用許可を行い ません。

- ・大人のみが加入する団体の利用
- ・子どもが加入する団体だが、その日は大人のみで利用
- ・子ども会行事としての利用
- ・自治会や地域でのイベント等での利用
- ・子どもを含むが、1家族のみの利用

(テニスコート、卓球台の個人利用ができる施設のみ)

なお、家庭の日の施設利用の申請があった場合は、上記に該当するかどうかの確認をさせていただきます。

(9) 令和6年度の工事計画について

各中学校の体育館で空調工事を予定しています。

4 施設の利用上の共通事項

- (1) 市民センター・巣南公民館の窓口カウンター内への入室は、原則として禁止します。
- (2) <u>許可を受けた利用時間内で準備・活動・後片付けを行い、退出をしてください。時間の超過は認められません。鍵は予約終了時間から15分後までに返却してください。</u>
- (3) <u>予約の際は、同日同時刻に1つの場所のみ申込してください。予約を取るためにいくつも申込み、複数当選した場合に不要な予約を取り消されると、他の</u>団体の予約にも支障をきたします。判明した場合、施設利用を停止する場合があります。
- (4) 各施設の敷地内は、屋内外を問わず全て禁煙・禁酒です。
- (5) <u>ごみ(飲食後の容器・会議資料等)は、利用者が持ち帰ってください。</u>ごみが捨てられていた場合、施設の貸出を中止することがあります。
- (6) 施設にて営利を伴う事業を行うことは、社会教育法および関係条例により許可できません。入場料等(参加費・資料代を含む)を徴収する事業や物販を伴う事業を行いたい場合は、営利を伴わないことを確認する必要がありますので、利用申請書提出前に生涯学習課と協議してください。
- (7)団体登録された団体は、市民センター又は巣南公民館の印刷機・コピー機を ご利用いただけます(有料)。利用される場合は、窓口に申し出てください。

印刷機の利用…1原稿10枚以上使用の場合

(10枚未満の場合は、コピー機を利用してください) 用紙持参の場合 1面1円、両面2円 持参以外の場合 1面2円、両面3円

コピー機の利用…1枚10円

- (8) 市民センター及び巣南公民館での取扱時間は次のとおりです。
 - ・申請書(利用、団体登録) 8:30~21:00

施設使用料納付 8:30~21:00

・印刷、コピー 8:30~21:00

- (9) ひとつの施設を複数の団体が利用されている場合は、互いに話し合い最終利用者が鍵を返却してください。
- (10) 施設、備品の破損・異常に気がついた場合は、利用報告書に記載してください。施設、備品を破損させた場合は、原則として利用団体に弁償していただきます。
- (11) 自動車や自転車等は、決められた場所に置いてください。
 - ・市民センターの駐車場は大変狭いため、混雑時は市役所駐車場をご利用く

ださい。

- ・生津スポーツ広場においては、グラウンド利用者は北側駐車場を、テニス コート利用者は南側駐車場の利用をお願いします。
- (12) 施設等においての注意事項等を守らない場合や使用料の未納がある場合は、すでに許可通知書を発行している場合でも利用をお断りする場合があります。
- (13) 不特定多数の参加者(団体登録をしていない者)による活動はおやめください。また、団体登録されているメンバーに変更があった場合は、すみやかに団体登録変更届をご提出ください。
- (14) 施設利用時の怪我等に備え、各利用者様での保険加入をご検討ください。

5 公民館施設の利用上の注意事項

- (1) 巣南公民館は全館土足禁止です。玄関で備え付けのスリッパや上履きに履き替えてご利用ください。靴は各自下駄箱に収納してください。また、施設内では、床を傷める危険性のある行為はしないでください。
- (2) 調理室を利用した際は、ガスの元栓を『止』にし、消火を必ず確認してください。また、ガス使用中は、コンロに必ず1人ついていてください。
- (3) 調理室でホットプレートを使用する場合、窓口に申し出てください。

6 社会体育施設の利用上の注意事項

- (1)路上や他の施設の駐車場又は堤防上には絶対に駐車しないでください(穂積 グラウンド・糸貫川運動公園・糸貫川グラウンド等)。また、許可を受けていない施設に自動車等を駐車したまま、他の場所へ出かけないでください。
- (2)屋内施設のフロアにラインテープ等を貼ることは、はがす際に床面を傷つけますので、止めてください。
- (3) 同日同時間区分における利用申請は、原則1つの施設のみとなります。
- (4) 生津スポーツ広場テニスコートの団体利用の場合は3コート、個人利用の場合は1コートとなります。ただし、当日に予約の空きがある場合は、申請しご利用いただくことも可能です(当日予約に関しては、上限はありません)。
- (5) 施設利用時、大音量で音楽を流したり、ゴミを放置したりされており、近隣 の方から通報が入っています。十分に注意してご利用ください。

7 学校開放体育施設の利用上の注意事項

学校開放体育施設は、授業や部活動をはじめとした学校活動に支障のない時間帯を 開放するものです。そのため、<u>児童生徒の教育的視点から他の体育施設より利用方法</u> が厳しくなっております。ルールを守っていただけない団体については、利用取消等 の対応を行います。

また、学校の利用が優先となりますので、急遽利用許可の取消をお願いさせていた だくことがあります。ご理解いただきますようお願いします。

- (1) 防犯上の理由から利用終了後はすみやかに施設(駐車場を含む)から退出してください(特に夜間)。その際、施設の全てのドア・窓等の施錠と駐車場等門 扉の閉鎖を確実に行ってください。
- (2)中学校の剣道場および柔道場は、裸足でご利用願います。靴等を履く場合は、 別の施設をご利用ください。
- (3)屋内施設のフロアにラインテープ等を貼ることは、はがす際に床面を傷つけますので、止めてください。
- (4) ステージや器具庫内で遊ぶことは大変危険ですのでお止めください。また、 社会体育で使用するもの以外の学校備品は、利用しないでください。利用後は **必ず元の場所に整理整頓をして戻してください。**
- (5) 屋内体育施設は複数のかたが利用されますので、使用中も整理整頓に心がけてください。また、靴、タオル等の私物は必ず持ち帰ってください。
- (6) スパイクを履くなど、芝生を傷める行為はできません。
- (7) 学校施設が開放されるのは、平日夜間及び土日祝日のみです(長期休業中を含む)。

8 使用料の還付について

(1) 使用料の還付

施設の利用を取り消されたとき、既に使用料をお支払いで以下の条件に当ては まる場合は口座振込にてお返しします。

・利用日前日(屋外施設に限り天候不順の場合は当日)までに取消申請を完了した場合

- ・天候気象警報等で利用できなかった場合
- ・利用者の責めに帰すことができない場合

(2) 申請方法

利用許可されていた日の翌月末までに、「施設利用取消届出書兼使用料還付申請書」を市民センター又は巣南公民館窓口に提出してください。

- ※取消可能な期日とは異なります。
- ※代表者と口座名義人が異なる場合は、別途「委任状」が必要となります。
- ※還付先情報を登録する場合は、「口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票」を提出してください。

公民館施設一覧

区季	始		広绪(元3)	上か塾備	おお田谷	供老
건다	MERX-TI		四位(11117)	工な政備	工(4/11)检	WH 77
				ステージ・照明・音響		
		トキー ラ	566.23	国定椅子 147 席	講演・音楽・ダンス・諸発表	
				ペイプ梅子 300 暦		
		大和室	144.34	畳 58 畳・座卓 24 卓	舞踊・将棋・囲碁	
		第1会議室	52.59	机 11 卓・椅子 20 脚	沙議	
		第2会議室	98.33	机 22 卓・椅子 65 脚	小議	
# # #	市民センター	第3会議室	53.09	机 9 卓・椅子 20 脚	会議・創作	
一個人員	(穂積公民館)	第4会議室	96.99	机 12 卓・椅子 26 脚	小議	
		第1修養室	50.31	畳 21 畳・座卓 20 卓	舞踊・将棋・囲碁・茶道	
		第2修養室	50.73	畳 21 畳・座卓 5 卓	舞踊・将棋・囲碁	
		第3修養室	28.14	畳8畳・座卓4卓	舞踊・将棋・囲碁	
		調理室	102.42	調理台6台 椅子50脚	調理実習	
		ナロン	213.84		作品展示	展示は団体のみ利用可
				ステージ・音響		
		多目的ホール	343.06	ペイプ椅子 365 脚	講演・軽スポーツ・ダンス	
				机 37 卓		
		第1講義室	37.26	机 10 卓・椅子 20 脚	会議・創作	
		第2講義室	36.04	机 10 卓・椅子 25 脚	会議・創作	
		ふれあいホール	132.00	机 17 卓・椅子 94 脚	会議・音楽・ダンス	
東南	巢南公民館	第1研修室	59.62	机 16 卓・椅子 46 脚	冷議	
		第2研修室	34.78	机4卓・椅子8脚	分議	現在は使用不可
		和室研修室1	59.62	畳 30 畳・座卓 11 卓	舞踊・将棋・囲碁・茶道	
		和室研修室2	39.74	畳 17.5 畳・座卓 10 卓	舞踊・将棋・囲碁	
		調理室	59.62	調理台6台 椅子30脚	調理実習	
		ロビー	73.30		作品展示	展示は団体のみ利用可

10 社会体育施設一覧

	ī		ſ				
郑区	施設名		面積 (㎡)	早朝	夜間	主な用途	備考
	一点八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	球技場	862.71			バレーボール 2 面 バスケットボール2 面 バドミントン 4 面	
	II 氏でノダー (揺舗 古休 古館)			X	0		
		柔道場	206.90			柔道・合気武道	
		剣道場 (卓球場)	273.37			剣道・卓球・銃剣道・空手	
		サーキットトレーニング室	91.20			各種トレーニング器具	
	穂積グラウンド		17, 739. 00	0	0	軟式野球 2 面 (北面のみ硬式野球練習可)	夜間は南面のみ利用可
井	穂積第2グラウンド		5, 305, 00	\circ	×	サッカー (少年用1面)	
	糸貫川運動公園		10, 949. 00	0	0	ソフトボール 1面 軟式野球 (少年用1面)	
	糸貫川グラウンド		8, 484. 20	0	×	サッカー (少年用1面) ソフトボール 1面	
	五六川グラウンド		8, 019. 00	0	×	サッカー (少年用1面) ソフトボール 1面	
	生津スポーツ広場	グラウンド	20, 361. 50	0	×	サッカー(一般用1面 少年用2面) 軟式野球(一般用1面 少年用2面)	
		テニスコート	6, 155.80	×	\circ	砂入り人工芝コート 8面	
	弓道場		1,880.00	\circ	0	号道 (6 人立)	早朝は団体のみ利用可
	巣南グラウンド		6,000.00	0	0	サッカー 1面	
11	于 · ·	グラウンド	10, 290. 00	0	×	ソフトボール 1面 軟式野球 (少年用1面)	
₩ ₩ ₩	十~1001/4海					サッカー 1面	
		テニスコート	760.00	×	×	砂入り人工芝コート 1面	施設不良のため閉鎖中
	西ふれあい広場	グラウンド	8,850.00	0	×	軟式野球(少年用1面)	

その他、中ふれあい広場にストリートバスケットコートが1面、南ふれあい広場にゲートボール1面があり、9:00~21:30の間は自由に利用することができます。(グラウンド・駐車場等の利用状況によりご利用いただけない場合があります。) *

学校開放体育施設一覧

达幸	拡勁を		五锋(元)	品品	太問	(例)日軽碍旦田ほ	備老
	過段在		田(頃(1111)	1	次周)編り
		運動場	11,815.0	0	×	サッカー 1面 軟式野球 1面 ソフトボール 1面	
	槵積中学校	アリーナ	1, 099. 9	0	0	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 4面 ミニテニス 4面	
		柔剣道場	672.7	0	0	柔道・空手・合気武道・剣道 (裸足で利用すること)	
		卓球場	378.0	0	0	卓球	
		भ (重)	22, 956. 0	0	0	軟式野球 1面 ソフトボール 1面 サッカー 1面	
	穂積北中学校	アリーナ	977.9	0	0	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 4面	
穂積		柔剣道場	603. 1	0	0	柔道・空手・合気武道・剣道 (裸足で利用すること)	
	年年二学术	運動場	7, 439.0	0	×	軟式野球(少年用1面) サッカー(少年用1面)	
	杨恒二十文	アリーナ	920.2	0	0	バレーボール 2面 バドミントン 3面	
	十 日子亦获	運動場	6, 001.0	0	×	軟式野球(少年用1面) サッカー(少年用1面)	
	本田分子区	ナーリーナ	720.0	0	0	バレーボール 2面 バドミントン 3面	
		運動場	6, 300.0	0	×	軟式野球(少年用1面)	
	牛牧小学校	アリーナ	720.0	0	0	バレーボール 2面 バドミントン 3面	
	十	運動場	10,844.0	0	×	軟式野球(少年用1面) サッカー(少年用1面)	
	エ伟ハナベ	アリーナ	556.5	0	0	バレーボール 2面 バドミントン 2面	

超区	施設名		面積(㎡)	上朝	夜間	利用可能種目 (例)	備考
		運動場	12,859.0	0	0	軟式野球1面ソフトボール1面サッカー1面	
	巢南中学校	ナーリケ	1, 260. 0	0	0	バレーボール 3 面 バスケットボール 2 面 バドミントン 4 面	
		柔剣道場	565.5	0	0	柔道・空手・合気武道・剣道 (裸足で利用すること)	
		卓球場	324.0	0	0	卓球	
東		運動場	5,692.0	0	×	サッカー(少年用1面)	
	西小学校	アリーナ	648.0	0	0	ベレーボール 2 届 ベドミントン 2 届	
		運動場	4,053.0	0	×	サッカー(少年用1面)	
	中小学校	アリーナ	648.0	0	0	バレーボール 2面 バドミントン 3面	
	用: : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	運動場	6, 781.0	0	×	軟式野球(少年用1面) サッカー(少年用1面)	
	五 一	アリーナ	567.5	0	0	バレーボール 2面 バドミントン 2面	

12 公民館·社会体育施設·学校開放体育施設利用時間一覧

	早朝	午前	午後	夜間
	6:30	9:00	13:00~	18:00~
	\sim	\sim	17:00	21:30
公民館	8:30	12:30		
市民センター(穂積公民館)	×	0	0	0
巣南公民館	×	0	0	0

社会体育施設

市民センター(市	方体育館)	×	0	0	0
穂積グラウンド		0	0	0	○(南面のみ)
穂積第2グラウン	ノド	0	0	0	×
糸貫川運動公園		0	0	0	0
糸貫川グラウント	2	\circ	0	0	×
五六川グラウント	3	\circ	0	0	×
生津スポーツ広	グラウンド	0	0	0	×
場	テニスコート	×	0	0	0
巣南グラウンド		0	0	0	0
中ふれあい広場	グラウンド	0	0	0	×
中ふれあい広場	テニスコート	×	0	\bigcirc	×
西ふれあい広場	グラウンド	0	0	0	×
弓道場		○(団体のみ)	0	0	0

学校開放体育施設

于仅用从件自他的	^				
	運動場	•	•	•	×
	体育館	•		•	0
穂積中学校	柔道場	•	•	•	0
	剣道場	•	•	•	0
	卓球場	•	•	•	0
	運動場	•	•	•	0
 穂積北中学校	体育館	•	•	•	0
機	柔道場	•	•	•	0
	剣道場	•	•	•	0
	運動場	•	•	•	0
	体育館	•	•	•	0
	柔道場	•	•	•	0
	剣道場	•	•	•	0
	卓球場	•	•	•	0
	ミーティング室	•	•	•	0
	体育館	•	•	•	0
各小学校	ミーティング室(※)	•	•	•	0
	運動場		•	•	×

凡例:○→利用できます

●→土曜日、日曜日、祝日のみ利用できます

×→利用できません

※小学校のミーティング室は、穂積・本田・牛牧小学校のみ利用できます。

現在、穂積・本田小学校については放課後児童クラブで利用しています。ご利用を希望される際は、事前にご相談ください。

※全施設12月29日から翌年1月3日の期間は利用できません。

13 施設使用料金一覧

【市民センター及び巣南公民館の料金表】

		9:00	13:00	18:00	1
館名	部屋名	~	~	~	全日
21 1	11-/ <u>2-</u> L	12:30	17:00	21:30	
	大ホール(全面)	8, 300	8, 300	9, 900	26, 500
	大ホール(半面)	4, 100	4, 100	5, 000	13, 200
	大ホール (ステージ側半面)	5, 000	5, 000	6, 000	16, 000
	大和室	1, 700	1, 700	2, 000	5, 400
+	第1会議室	900	900	1, 000	2, 800
市民センター (穂積公民館)	第2会議室	900	900	1, 000	2, 800
(心惧五氏品)	第3会議室	900	900	1, 000	2, 800
	第4会議室	900	900	1, 000	2, 800
	第1修養室	900	900	1, 000	2, 800
	第2修養室	900	900	1, 000	2, 800
	第3修養室	400	400	600	1, 400
	調理室	1, 700	1, 700	1, 700	5, 100
	多目的ホール(全面)	8, 300	8, 300	9, 900	26, 500
	多目的ホール(半面)	4, 100	4, 100	5, 000	13, 200
	多目的ホール (ステージ側半面)	5, 000	5, 000	6, 000	16, 000
	第1講義室	900	900	1, 000	2, 800
巣南公民館	第2講義室	900	900	1, 000	2, 800
	ふれあいホール	4, 100	4, 100	5, 000	13, 200
	第1研修室	900	900	1, 000	2, 800
	第2研修室				
	和室研修室1	900	900	1, 000	2, 800
	和室研修室2	900	900	1, 000	2, 800
	調理室	1, 700	1, 700	1, 700	5, 100

<備考>

※公民館の利用に当たっては、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

【社会体育施設(グラウンド・テニスコート・弓道場)の料金表】

施設名		6 : 30 ~ 8 : 30	9:00 ~ 12:30	13 : 00 ~ 17 : 00	18 : 00 ~ 21 : 30	全日
	球技場 (全面)	_	1, 300	1, 300	1, 700	4, 300
	球技場 (半面)	_	700	700	900	2, 300
 市民センター(瑞穂市体育	柔道場	_	700	700	900	2, 300
館)	剣道場 (卓球場)	_	700	700	900	2, 300
	卓球台 (1台)	-	250 250		250	_
	サーキット トレーニング室	_		1人1回 110		-
瑞穂市穂積グラウンド	半面	1, 000	1, 900	1, 900	3, 900	8, 700
瑞穂市穂積第2グラウンド	1面	1, 000	1, 900	1, 900	_	4, 800
瑞穂市糸貫川運動公園	1面	1, 000	1, 900	1, 900	3, 900	8, 700
瑞穂市糸貫川グラウンド	全面	1, 000	1, 900	1, 900	_	4, 800
瑞穂市五六川グラウンド	1面	1, 000	1, 900	1, 900	_	4, 800
	グラウンド全面	2, 100	4, 300	4, 300	_	10, 700
	グラウンド半面	1, 100	2, 100	2, 100	_	5, 300
瑞穂市生津スポーツ広場	テニスコート1面 (休日)	_	1, 400	1, 400	3, 400	6, 200
	テニスコート1面 (平日)	-	1, 000	1, 000	3, 400	5, 400
 瑞穂市弓道場	団体利用	1, 000	1, 000	1, 000	1, 300	4, 300
- 電影の 19 で 19	個人利用	-	120	120	120	_
瑞穂市巣南グラウンド	1面	1, 000	1, 900	1, 900	3, 900	8, 700
	グラウンド1面	1, 000	1, 900	1, 900		4, 800
瑞穂市中ふれあい広場	テニスコート (休日)	_	1, 300	1, 300	_	2, 600
	テニスコート (平日)	_	900	900		1, 800
瑞穂市西ふれあい広場	1面	1, 000	1, 900	1, 900		4, 800

<備考>

- (2) 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室 (3) 瑞穂市生津スポーツ広場のテニスコート (4) 瑞穂市中ふれあい広場のテニスコート

- (5) 瑞穂市弓道場
- (5) 瑞穂市弓道場 ※体育施設の利用に当たっては、次に掲げるものを除き、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。 (1) 瑞穂市体育館の卓球台 (2) 瑞穂市体育館のサーキットトレーニング室 (3) 瑞穂市弓道場の個人利用 ※この表において「休日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。

[※]市内在住者、在勤者又は在学者以外の方が次に掲げる体育施設を個人利用する場合の使用料は、当該使用料の2倍の額とす る。 (1) 瑞穂市体育館の卓球台

【学校開放体育施設関係の料金表】

		<u> </u>	1/11/11/	以仲月心改良	(1) (V V V Y T 1) 11 11 11 11	~ _		
	施設	学 夕		6:30	9:00	13 : 00	18 : 00	全日
	גם שונ	(1)		8:30	12 : 30	17:00	21 : 30	포ㅂ
		運動場		400	700	700	_	1, 800
			全面	700	1, 300	1, 300	1, 700	5, 000
1±1= 24+		アリーナ	半面	400	700	700	900	2, 700
穂積中学校	体育館	柔道場		400	700	700	900	2, 700
		剣道場		400	700	700	900	2, 700
		卓球場		400	700	700	900	2, 700
		運動場		400	700	700	3, 900	5, 700
			全面	700	1, 300	1, 300	1, 700	5, 000
穂積北中学校	+ * *	アリーナ	半面	400	700	700	900	2, 700
	体育館	柔道場		400	700	700	900	2, 700
	Ì	剣道場		400	700	700	900	2, 700
	•	運動場		400	700	700	3, 900	5, 700
		アリーナ	全面	700	1, 300	1, 300	1, 700	5, 000
		,,,-,	半面	400	700	700	900	2, 700
巣南中学校	体育館	柔道場		400	700	700	900	2, 700
	净月貼	剣道場		400	700	700	900	2, 700
	ſ	卓球場		400	700	700	900	2, 700
	ĺ	ミーティング室	1室	400	700	700	800	2, 600
		運動場		400	700	700	-	1, 800
穂積小学校		アリーナ	全面	700	1, 300	1, 300	1, 700	5, 000
他恨小子仪	体育館	,,,-,	半面	400	700	700	900	2, 700
		ミーティング室	1室	400	700	700	800	2, 600
		運動場		400	700	700	_	1, 800
本田小学校	体育館	アリーナ	全面	700	1, 300	1, 300	1, 700	5, 000
	叶月瓜		半面	400	700	700	900	2, 700
		運動場		400	700	700	_	1, 800
牛牧小学校		アリーナ	全面	700	1, 300	1, 300	1, 700	5, 000
ハイ・ハイ	体育館		半面	400	700	700	900	2, 700
		ミーティング室	1室	400	700	700	800	2, 600
生津小学校		運動場		400	700	700	_	1, 800
エディンス	体育館	アリーナ		400	700	700	900	2, 700
南小学校	運動場			400	700	700		1, 800
	体育館			400	700	700	900	2, 700
中小学校	運動場			400	700	700		1, 800
, , ,	体育館	アリーナ		400	700	700	900	2, 700
西小学校		運動場		400	700	700	_	1, 800
	体育館 アリーナ			400	700	700	900	2, 700

く備考> ※開放施設の利用に当たっては、利用時間帯を2分の1に分割して利用することができるものとする。この場合において、使用料は、当該使用料に100分の50を乗じて得た額とする。

受付	. 許可

	次のと	おり承	認する。												
館長										入	力			5	受 付
										月	E	印			印
					公民館	馆利	用許	_	請書 申請日		年	月	日)	
公臣	是館長	様													
							録 番	-							
						団	体 便 番	名旦							
					申請者	住	区 田	所							
						氏		名							
							話番								
-				可されるよ [:] 湍穂市公民			施行規	則並び	に職員	の指	示を遵	守しまっ	す。		
			1	大ホール	レ全面	2	大力	マール	半面(前·	後った	ステーシ	ジ 有	• 無)
		穂_市		第1会讀	養室	4	第2会	議室	5	第3	3会議	室	6	第4会	議室
利用施設	穂積	公民館	7	第1修氰	室	8	第2修	養室	9	第3	8修養	室			
			10	大和室		11	調理室	Ē	12	サロ	コン(東	• 西)		
等の名称	瑞 穂 市 巣南公民館		1	多目的	ホール全	面	2	多目的	ホール	半面	[(前・	後 ス ⁻	テーシ	ジ 有・	無)
				第1講	養室	4	第2講	義室		5	ふれ	あいホ	ニール	•	
			6	第1研修	ទ 室	7	第2研	修室		8	和室	研修室	<u>1</u>		
			9	和室研	修室2	10	調理	室		11	ロビ	_			
利用する 設備等の 及び数	名称														
利用時	手間	ź	令和	年 月	日()) 午	(前・後))	時	分	~ 午	(前∙後	:)	時	分
利用目的									 予定						
び行事内		2 & 1						人	員						
NO. 台帳		発 行 日 納 入	/	/		照	合	● 利		責め	によられ	ない理ら	由又に	は利用!	らない。 日の前日ま D返還をす
記入		金	¥			(E	(i)	る		A1 - 31 (1/1/	,, ,, ,, ,,	۸.۰۰	-,,,,,,,,	- ~_~= : /

太線枠内のみ記入してください。

受付	許可	
半江	三生 口	
ויו : 🗸	at Hi	_

次の。	とおり承認する。							
館長					入	力	受 付	
					月		F	
	教育委員会 様	申請者	没利用 登 団 郵 住 氏 電 番 番 番 番 番	(申請日子) 号名号所名		年 月 日)		
	用を計りされるよう中間に は社会教育法、瑞穂市体	- • •	列、同条例旅	范行規則及	び職員の	り指示事項を遵守	·します。 	
利用 施設名	1 体育館球技場 (全面・半面①・半) 2 体育館柔道場 3 体育館剣道場(卓球) 4 体育館卓球場(個人	面②) 7 8 8 9 9	5 穂積第2ク 7 糸貫川運 3 糸貫川グ ⁻ 9 五六川グ ⁻ 0 生津スポ-	動公園 ラウンド ラウンド	゙゙ラウンド	11 生津スポーツ (1・2・3・4・ 12 弓道場(団体 13 巣南グラウン 14 中ふれあいが	·個人) ド	
	5 穂積グラウンド (北面・南面)		(全面•判	⊭面①・半ⅰ	面②)	15 中ふれあいか 16 西ふれあいか		
利 用 日 時		目 ()	午(前・街	卷) 時	分 ~	午(前•後) 昨	寺 分	
利用目的				利用	競技関	係者	人	
11/11 11 11				人員	観覧		人	
No.	発 / / /	/	印	減免の ● 使用		用前に納入しなけ	ければならない。	
連絡	納 入 金 ¥		照合	日までに利用許可を取り消した時は使用料				

太線枠内のみ記入してください。

受付 .	許可	

		次の	とおり	承認する) 。															
館	長													入	力				受 付	
														月	E	印			印	
	华種	古老	公	委員会	_	校開	放体	育施	設	利月	月 許	_	申請 (申請			年	月	l E	3)	
	一門不	י, וויי ל	X F1 :	女只工	138			登	録	番	号									
								寸	1	本	名									
							申請者	郵	便	番	号		₹							
								住			所									
								氏			名									
								電	話	番	号									
				可される。 教育法、			。 译体育施設	设開放	条例	一、同	条例	施行	規則	及び耶	戦員の	指示	事項を	ዸ遵守	します。	0
利施	設	用名	穗穗本牛生 巢南中	北中学校() 小学校() 小学校() 小学校() 小学校()	(運運運運運動場場場場 動動動動動動動動動動動動動動動動動動動動動動動動動動動動	場、体育 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)	館〈全面・ 育館) 育館)	ā·半ā 半面(半面(半面(面①· ①·半 ①·半 ①·半	半面 面 面 面 面	ī②>)>、=)>、=)>、=	、柔道 (ーテ/ (ーテ/ (ーテ/	場、インクインク	剣道 ^が 室) で室) で室)	湯)		: ーテ ィ	゚ング゚゚゚	室)	
利年	用申月	曹田		年	月	B	() 4	† (i	前•	後)	В	侍	分	~	午()	前・後	发)	時	分
	用目的行事内										利. 予: 人.	定							人	
No			発 行 日		/	/			印		•	使用料	 	、利用	前に約	納入し	なけれ	ー <u>ー</u> ればな	らない	· o
連	絡		納入					Я	照 合	ì									月日のi 料の返	
台帳	記入		金額	¥					印			をする			C 4X.	, , ₁₁ C	, _ H4J 10	人区川	17 V)	: 1475

太線枠内のみ記入してください。

決	課	長	主	幹	総括課長補佐	課長補佐	担	当
1/								
+12								
裁								

令和 年 月 日

瑞穂市生涯学習課様

(市民センター・巣南公民館・その他)

団 体 名代表者住所氏 名

電話番号 () -

社会教育•体育備品借用申請書

このたび、下記のように備品を使用したいので申請いたします。

記

借用目的										
	1	昔用品名	,]	数量		借用品	借用品名			
借用品名										
使用場所						(瑞穂市の生	公共施設敷地	内に限る)		
借用期間	令和	年	月	~ 日	()	時	分頃		
1日/17291161	令和	年	月	日	()	時	分頃		
法 田 ロ	令和	年	月	日	()	時	分頃		
使 用 日	令和	年	月	月	()	時	分頃		
備考(同意チェック欄)	□ 瑞穂 □ 使用	後すみっ	録済 公共施設敷 やかに返去 した場合は	けること	_					

リ ガ 体 個人の場合は記 リ ガ : 表 者 E 個人の場合は個	□ 変 区 分 ナ 名 入不要) ナ 名	更	団体	!のとおり □ 市内 人(在勤	內個人)	月	F
登録 用者り リガ体 個人の場合は記 リガ表者 ほ	□ 変 区 分 ナ 名 入不要) ナ 名	更	団体	□市内	內個人)		
用 者 D ガ 体 個人の場合は記 ガ 表 者 E 個人の場合は個	区 分					ź)		
リ ガ 体 個人の場合は記 リ ガ : 表 者 E 個人の場合は個	が 名 入不要) 大 そ 名					ź)	_	
体 個人の場合は記 リ ガ 表 者 E 個人の場合は個	名 入不要) ナ 氏 名								_	
個人の場合は記 リ ガ 表 者 E 個人の場合は個	入不要) ナ 大 名									
リ ガ ま 者 日 個人の場合は個人	· ナ モ 名									
表者を	氏 名									
個人の場合は個人	- ,,									
	人氏名)									
						T	ı			
年 月	日		年	月	日	性別	口男	口女		
	所	₹								
話番	号									
リ ガ	゛ナ									
絡 者 月	モ 名									
	所	₹	:							
話番	: 号									
ールアド	レス						(代表者・問	い合わせ先)		
な利用施	五 設									
ください。									_	
				パス	ワー	ド				
	リ カ 番 番 T	話番号リガナ絡者氏名・	所 話 番 号 リ ガ ナ 終 者 氏 名 所 話 番 号 ールアドレス ごはたのメールアドレスない な 利 用 施 設	話番号 リガナ 絡者氏名 所 話番号 ールアドレス 川用許可等の連絡先となりますの ざなたのメールアドレスなのか、 な利用施設	所 話番号 リガナ 絡者氏名 一ルアドレス 川用許可等の連絡先となりますので正確にごなたのメールアドレスなのか、括弧内になれるのが、括弧内にな利用施設ください。	所 話番号 リガナ 絡者氏名 所 話番号 ールアドレス 川用許可等の連絡先となりますので正確にご記入ごなたのメールアドレスなのか、括弧内に丸をつな利用施設 な利用施設 ください。	 所 話番号 リガナ 絡者氏名 所 話番号 ールアドレス 川用許可等の連絡先となりますので正確にご記入くださいざなたのメールアドレスなのか、括弧内に丸をつけてくだな 利用施設 	所 所 月 ガ ナ ガ ナ	話番号 リガナ 絡者氏名 : 所	所

令和 年度 瑞穂市 公民館・体育施設・学校開放体育施設

利用団体登録申請書(新規·継続)

				令和	口 年	月	日
瑞穂市教育委員:	会 様						
		団体番	号				
		フリガ	<i>-</i> }-				
		凤.体.	名		••••••		
		フリガ	j.				
		代表者	名				
		郵便番	号 〒	-	.,		
		住	<u> </u>	,			
		電話番	号(<u>) </u>			*******
次のとおり利用団体	*として登録	ましたいの	で、申請し	ます。			
主な活動場所							
活動内容		····					
登 绿 人 数	·			<u></u>		<u> </u>	
主な活動日	毎週	曜日 /	毎月	第 曜日 	·		
活動時間	午前 •	午後	 	分 ~	時	分 ———	
	フリガナ				16 _ 10 _ 10 _ 10 _ 10 _ 10 _ 10 _ 10 _ 1		
問 い 合 わ せ 先 (緊急時・施設の申、	氏 名						
請等確認で、連絡さ せていただきますの	住 所	〒	-				
で、日中に連絡がと	IE //		··-	•			
れる電話番号のご記入をお願いします。)	電話番号 (携帯推奨)	()	_			
備考	·料金滯納 ·申請書於 管理運営 会員募集 新規	等がある。 記入いた に必要な 長につい 見会員の	場合は、施設 だいた個人 業務の範囲 いて か加入は	更がある場合 投の利用がで 情報は、利用 内で使用させ でき	きなくなる 団体の登録 ていただき る ・	ことがあ 最及び施設 ます。 できな	ります。 と利用の
	活動種目)	します。	掲載の団体	式ホームペー への問い合わ のでご了承く)	せ等には、	成(サーク 代表者の 	ル名・)電話番

登録者名簿

Mα	iT.	名	2± 8€A	住所(番地まで記入)	電話番号	勤務先または学校			
No.	氏	行	年齢	11月(金地まで配入)	地位的行	名前	住所		
1							瑞穂市		
2							瑞穂市		
3							瑞穂市		
4	<u> </u>						瑞穂市		
	······································						瑞穂市		
6						•	瑞穂市		
7	<u> </u>		-				瑞穂市		
							瑞穂市		
8		• 		 		<u>-</u>	瑞穂市		
9		•	_				瑞穂市		
10	·						瑞穂市		
11						<u> </u>	瑞穂市		
12					:		瑞穂市		
13									
14	•				· ·		瑞穂市		
15							瑞穂市		
16							瑞穂市		
17							瑞穗市		
18		. ,					瑞穂市		
19						- -	瑞穂市		
20	. =		 				瑞穂市		

[※]楷書でご記入ください。

[※]勤務先の欄は、市外在住者で、市内在勤(在学)者のみご記入ください。

利用取消届出書兼使用料還付申請書

	(提出日	年	月	日)
団体番号				
団体名				
郵便番号	₹	_		
代表者住所				
代表者氏名				
連絡先	() -	_	

次のとおり

還付申請 利用取消及び還付申請

いたします。 ※該当部に○をつけ、以下の必要箇所を記入してください。

利用取消内容

利用予定施設													
			•		利用	予定日時	ţ					取消理由	納付状況
1	年	月	日()	午前・	午後	時	分	~	時	分		済 ・ 未済
2	年	月	日()	午前・	午後	時	分	~	時	分		済 · 未済
3	年	月	日()	午前・	午後	時	分	~	時	分		済 ・ 未済
4	年	月	日()	午前・	午後	時	分	~	時	分		済 ・ 未済
(5)	年	月	日()	午前・	午後	時	分	~	時	分		済 · 未済

a.天候のため(屋外施設のみ) b.施設の状態不良 c.事前取消 (該当する理由の記号を枠内にご記入ください。)

★ ※該当する納付状況に○ をつけてください。

還付先情報 ※還付申請をされる場合は、以下も併せてご記入ください。

口座登録	有 (登録済の口座に振込のため、以下記入不要)						
山)坐豆琢	無	無(以下振込先を記入)					
還付金振込先	銀行 金庫 組合			支店			
金融機関	預金種別	普通	・当座	口座番号			
130/100/0	ふりがな						
	口座名義						

- ◎振込先金融機関欄は、全て正確に記入してください。
- ◎以下は生涯学習課記入欄です。

※収入伝票番号	※徴収金の収入金額	※更正額	※差引過誤納入額

照合		処	理	受付
	令和	年	月	

口座振込依頼書兼債権者登録(変更)票

令 和 年 月 日

(あて先) 瑞穂市長

瑞穂市から受領する代金は、下記により支払いされますよう依頼します。 なお、記載内容を変更しない限り下記の内容のとおりお支払いください。

					(宛名	番号)
			亲	f 規	2	令	和	年	Ξ	月		日
	種別及び適用日	**************************************		または住所 変更	2	令	和	年	Ē	月		日
ſ	「該当する種別に○を付けてください)		振込	<u></u> 先変更	-	令	和	年	•	月		日
l	適用日は必ず記入してください		序	₹ 止	2	令	和	年	<u> </u>	月		日
	フリガナ											
	名 称 (個人名·法人名·団体名)											
債	代 表 者 名 (※団体の場合のみ 必ず記入してください)											
権者	生 年 月 日 (※個人の場合のみ 必ず記入してください)	``.	召和 〉	(平成)	(令和		:	年	F]	日
	住所	₹	- 方書)
												•
	金融機関			(銀行) (農協)	-					_	-	出張所 代理店
‡	(ゆうちょ銀行以外)	(普 <u>通</u> (納 <u>税</u>	(当)座	口座番·								
振込先			記号	-				番	号			
	ゆうちょ銀 行											1
	フリガナ		· '									
	口座名義人											

(注意事項)

1.口座名義人のフリガナ欄は、必ず振込通帳と一字一句間違いのないよう記入してください。

2.適用日は必ず記入してください。

(備考)

1.この様式の文言により難いときは、適宜の文言とすることができる。

取扱課	
	課
	不

管理者	課長

委 任 状

私は、	様を代理人と定め、「猫腮巾から受ける	
施設使用料における還付金		
の受領に関わる一切のことを委任	生します。	
年 月 日		
(朱八.本)	住 所	
(委任者)	氏 名	(II)
. ,		
	4	
上記代理受領の件承諾します。		
年 月 日		
(受任者)	住 所	
(文)工有/	氏 名	<u> </u>
瑞穂市長様		